

地域再生法改正案

<立法の背景・趣旨>

地方活力向上地域（※）の範囲が、首都圏・近畿圏・中部圏の一定の地域以外の地域とされており、東京一極集中の弊害の是正策としては不十分。

→ 東京一極集中の弊害をより強力に是正するため、地方活力向上地域を、東京23区以外の地域に拡大する必要がある。

（※）企業の地方拠点強化を促進するための支援制度の対象となる地域

地方活力向上地域を、東京23区以外の地域であって、当該地域の活力の向上を図ることが必要な地域に拡大する。

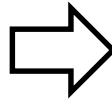
現 行

地方活力向上地域への企業拠点の移転等を支援

地方活力向上地域

集中地域（首都圏・近畿圏・中部圏の一定の地域）以外の地域

であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域



改 正 法

地方活力向上地域への企業拠点の移転等を支援

地方活力向上地域

東京23区以外の地域

であって当該地域の活力の向上を図ることが必要な地域